

荒天時の研修会実施の取扱いについて

1 特別警報が発表された場合における研修会の取扱いについて

- (1) 県内のいずれかの地域に特別警報が発表された場合は、当日の全ての研修を中止する。
- (2) 特別警報がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての研修を中止する。

2 暴風又は暴風雪警報(以下「警報」という。)発表時における研修会の取扱いについて

- (1) 研修会開始2時間前の時点で、(2)の研修会の区分に応じ対象となる地域のいずれかで警報が継続している場合は、当日の全ての研修を中止する。なお、同日に、受講者を入れ替えて同一内容の研修会を複数回行う場合にあっては、第1回目の研修会の開始2時間前の時点で判断するものとする。

- (2) 研修中止の判断は、次の研修会の区分に応じ対象となる地域ごとに行う。

	研修会の区分	対象となる地域
ア	全県で1会場の研修会	愛知県全域
イ	尾張地区の園を対象とした研修会	ウ及びエ以外の市町
ウ	西三河地区の園を対象とした研修会	岡崎市、安城市、知立市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、高浜市、みよし市及び幸田町
エ	東三河地区の園を対象とした研修会	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市
オ	地区別講座	対象となる園の所在地である市町

- (3) 研修会開始2時間前以後に警報が発表された場合の研修会の取扱いについては、(1)に準じる。なお、既に研修会が開始されている場合にあっては、その時点で以後の研修を中止する。

3 その他

- (1) 1又は2の取扱いにより研修会を中止する場合、連盟からの個別の連絡はしないので、各自気象警報の発表状況に注意して判断するものとする。なお、連盟ホームページの会員ページ 事務局からの連絡板には、研修会中止の情報を掲載する。
- (2) 1又は2により中止となった研修会の代替日等については、後日連絡する。